

天野川(米原市上多良)河川占用許可義務付け等請求事件の判決期日について

1 判決期日

平成26年2月18日(火) 午後1:10 大津地方裁判所

2 訴訟遂行方針

判決の結果必要ある場合は、控訴を提起するものとする。

3 訴訟の概要

ア 事件の表示等

大津地方裁判所 平成23年(行ウ)第8号 河川占用許可義務付け等請求事件

原告 上多良漁業協同組合

被告 滋賀県

提訴日 平成23年8月23日

イ 事件の概要

上多良漁協は、平成22年5月12日付で滋賀県に対し、米原市上多良地先の一級河川天野川の河川区域内に設置しているやなの河川占用の継続許可申請を行った。

県は、上多良漁協が河川法の許可を得ずに設置している蓄養池の撤去(やなの前回許可時の条件)がなされなかったとして、同年9月9日付けで当該継続許可申請を不許可処分とした。

また、県は、上多良漁協に対し河川法に基づく監督処分を行い、平成23年2月から3月にかけて、行政代執行により、やなおよび蓄養池を撤去した。

このことを不服とした上多良漁協は、河川法許可の義務付け、不許可処分の無効確認および損害賠償を求め、県を提訴した。

ウ 請求の趣旨

- ① やなに対する河川法24条の許可をせよ。
- ② やなに対する河川法24条の不許可処分が無効であることを確認する。
- ③ 金21,725,000円および平成23年4月1日から年4,940,000円の金員を支払え。
- ④ 訴訟費用は被告の負担とする。

エ 原告(上多良漁協)の主張

- ・やなの許可条件に別個の施設である蓄養池の撤去を付したことは、審査に関係がなく違法。
- ・蓄養池は原告が漁業を行う上で必要不可欠な施設。その撤去を許可条件に付すことは、不当であり違法。
- ・平成19年に行った蓄養池の河川占用許可申請は、申請者である原告ではなく、經由機関である米原市の取下げ依頼に応じて米原市に返却され、申請書は原告に返されることなく米原市に留め置かれた。これは県と米原市による申請の共同妨害であり、行政手続法に反しており違法。
- ・この返却行為がなければ、蓄養池は許可されており、撤去の条件は無意味となることから、やなに対する不許可処分は無効であり、許可されるべき。

オ 被告（県）の主張

- ・蓄養池はやなと機能的に一体で、地理的にも近接している施設。別個の施設とは言えず、撤去を条件として付したことは適法。
- ・蓄養池は、設置当初から河川法の許可を得ていない不法占用物件で、撤去を条件としていた平成 21 年当時には使用されておらず、安全配慮のない危険な施設であった。これの撤去を条件に付したことは、不当な義務を課すものではなく適法。
- ・平成 19 年の蓄養池の許可申請書の提出後、原告、米原市および被告の三者で現地調査を行い、申請書の内容と現地の状況の相違や、原告の不法取水等の河川法違反の事実を確認したうえで原告に対し是正通知を発出している。その後、米原市から取下げ依頼がなされたが、取下げ依頼後も三者で是正内容について協議を行い、是正されなければ許可できないことを伝えている。
- ・こうしたことから、申請書は、申請に一定の審査を加え、補正を求める等の行政指導を行う権限がある米原市の依頼に応じて、同市から原告に対し補正の指導もしくは申請の取下げがなされるものと理解して返却したもので、職務上の法的義務違反はない。
- ・返却された申請書が原告に返されず米原市に留め置かれたことは、被告の関知するところではない。

4 主な経過

| | |
|-------------|---|
| H19. 8. 29 | 米原市に蓄養池の河川占用許可申請書を返却 |
| H22. 3. 31 | やなの河川占用許可期間が満了 |
| H22. 9. 9 | やなの河川占用の継続許可申請について、不許可処分 (不許可理由：蓄養池の除却を行わなかったため) |
| H22. 10. 27 | やなと蓄養池について、河川法による監督処分 |
| H23. 2. 14 | やなと蓄養池について、行政代執行を実施 (H23. 3. 14 除却完了) |
| H23. 8. 23 | 上多良漁協が滋賀県を被告として提訴 |
| H23. 10. 11 | 第 1 回口頭弁論 |
| H25. 12. 3 | 第 12 回口頭弁論 (弁論終結) |
| H26. 2. 18 | 判決言い渡し |

位置図



施設概要図

